

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

採用の状況（平成18年4月2日～平成19年4月1日）

区分	合計		競争試験		選考		再任用	
		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日
一般事務	2人	2人	2人	2人				
保健師	1人	1人	1人	1人				
医師	3人	1人			3人	1人		
助産師	1人	1人	1人	1人				
看護師	2人	2人	2人	2人				
合計	9人	7人	6人	6人	3人	1人	0人	0人

退職等の状況（18年度）

区分	合計	定年		勸奨		普通	その他				
			勤務延長後		定年前希望		分限	懲戒	失職	死亡	再任用後離職
一般事務	6人	2人		2人		2人					
保育士	2人			2人							
幼稚園教諭	2人			1人		1人					
給食調理員	2人	1人				1人					
医師	3人					3人					
合計	15人	3人	0人	5人	0人	7人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成18年	平成19年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
		総務	86人	84人	2人	事務の統廃合縮小（1）、その他の減（2）、法令等の制定改正（1）
		税務	22人	22人	0人	
		民生	83人	78人	5人	欠員不補充（1）、その他の減（2）、調整による減（3）、法令等の制定改正（1）
		衛生	26人	27人	1人	その他の増（1）
		農林水産	34人	33人	1人	事務の統廃合縮小（1）
		商工	7人	7人	0人	
		土木	17人	17人	0人	
	計	280人	273人	7人	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.82人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.01人)	
	教育部門	98人	94人	4人	事務の統廃合縮小（1）、事務の民間等委託（1）、その他の減（2）	
小計	378人	367人	11人	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.82人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.51人)		

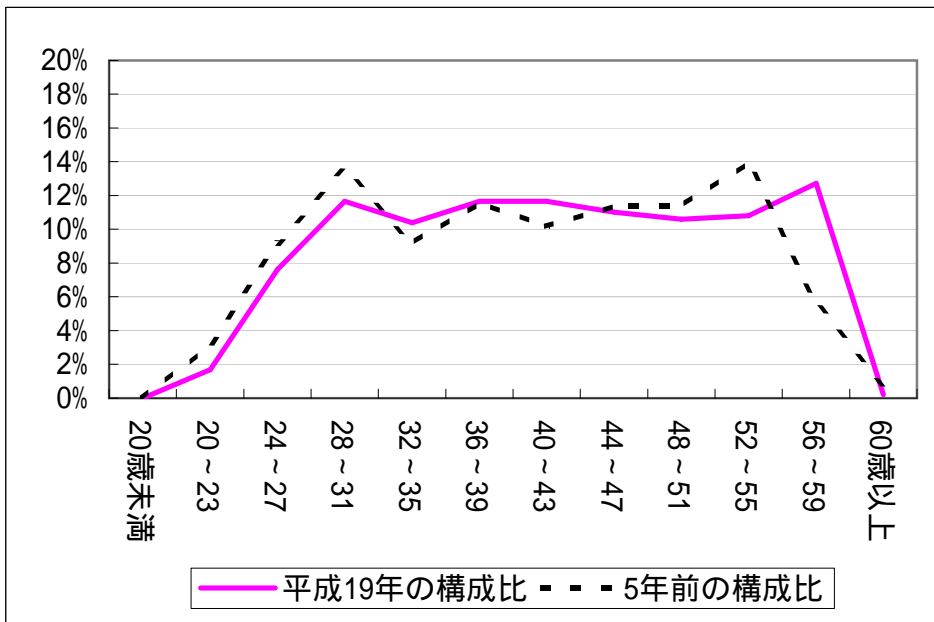
(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成18年	平成19年		
公営企業等 会計部門	病院	71人	72人	1人	事務の民間等委託(1)、その他の減(1)、欠員補充(2)、その他の増(1)
	水道	6人	6人	0人	
	下水道	12人	13人	1人	その他の増(1)
	その他	11人	14人	3人	調整による増(3)
	小計	100人	105人	5人	
合計		478人 [490人]	472人 [477人]	6人 [13人]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 10.06人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数(教育長を含む。)です。
 2 合計欄の[]内は、条例定数の合計です。
 3 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業及び介護保険事業に係るものです。
 4 主な増減理由欄の「類似団体の人口1,000人当たりの職員数」は、参考値として平成18年のものを記載しています。

年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)



区分	職員数
20歳未満	0人
20歳～23歳	8人
24歳～27歳	36人
28歳～31歳	55人
32歳～35歳	49人
36歳～39歳	55人
40歳～43歳	55人
44歳～47歳	52人
48歳～51歳	50人
52歳～55歳	51人
56歳～59歳	60人
60歳以上	1人
計	472人

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	290人	280人	273人				17人 (53.1%)	258人
	増減		10人	7人					
教育	職員数	95人	98人	94人				1人 (50.0%)	93人
	増減		3人	4人					
公営企業等 会計	職員数	101人	100人	105人				4人 (44.4%)	92人
	増減		1人	5人					
計	職員数	486人	478人	472人				14人 (32.6%)	443人
	増減		8人	6人					

- (注) 1 計画期間は、17年から22年の5年間です。
 2 平成22年4月1日現在における定員管理の数値目標は443人で純減数は43人(純減率8.8%)です。
 3 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 4 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示すものです。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	46,915人	16,046,677千円	439,570千円	3,615,547千円	22.5%	23.9%

(注) 人件費には、特別職（市長、市議会議員、区長等）に支給される給料、報酬等を含みます。

職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

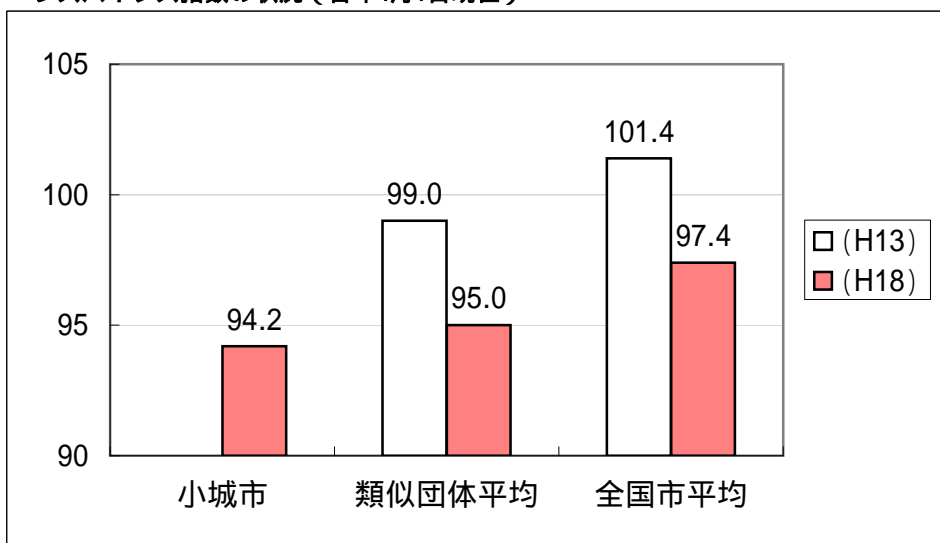
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	381人	1,459,905千円	178,554千円	578,770千円	2,217,229千円	5,819千円	6,225千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。
 3 (参考) 類似団体平均一人当たり給与費は、参考値として17年度のものに記載しています。

特記事項

- 小城市は、平成17年3月1日に旧小城郡4町（小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町）が合併して発足した団体です。
- 小城市の類似団体区分・類型（平成18年4月1日現在）は、一般市・I - 1（類型別構成団体数93団体）です。

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 市町村合併により、小城市に係る平成13年の指数はありません。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）	
小城市	42.5歳	327,210円	388,803円	350,282円	
(参考)					
平成18年	佐賀県	43.3歳	357,397円	427,445円	381,579円
	国	40.4歳	328,477円		381,212円
	類似団体	43.2歳	338,118円	385,901円	366,944円

イ 技能労務職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		44.9歳	292,781円	311,175円	301,777円
	給食調理員	44.3歳	287,868円	297,962円	293,362円
	用務員	48.9歳	322,600円	338,050円	336,500円
	自動車運転手	46.1歳	298,600円	371,400円	326,125円
（参考） 平成18年	佐賀県	48.0歳	341,017円	383,120円	356,723円
	国	48.4歳	286,500円		318,595円
	類似団体	47.0歳	311,588円	335,821円	327,353円
	民間事業者平均	51.3歳		301,254円	

ウ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小城市		44.5歳	322,412円	356,975円
（参考） 平成18年	佐賀県	42.6歳	394,222円	438,324円
	類似団体	43.9歳	342,275円	359,145円

エ 福祉職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		47.8歳	358,084円	389,518円	359,555円
（参考） 平成18年	佐賀県				
	国	40.7歳	335,462円		378,011円
	類似団体	44.0歳	334,449円	356,214円	343,993円

- （注）1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 「イ 技能労務職」に係る民間事業者平均は、佐賀県人事委員会の「職員の給与等に関する報告資料」から記載しています。
 4 「ウ 小・中学校（幼稚園）教育職」に係る小城市の職種は、幼稚園教諭です。

職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		小城市	国
一般行政職	大学卒	159,700円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	
	中学卒	123,900円	
福祉職	短大卒	148,000円	

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	247,211円	287,211円	348,971円
	高校卒	207,850円	263,160円	303,071円
技能労務職	高校卒		241,860円	277,800円
	中学卒			
福祉職	短大卒	225,283円	235,550円	304,000円

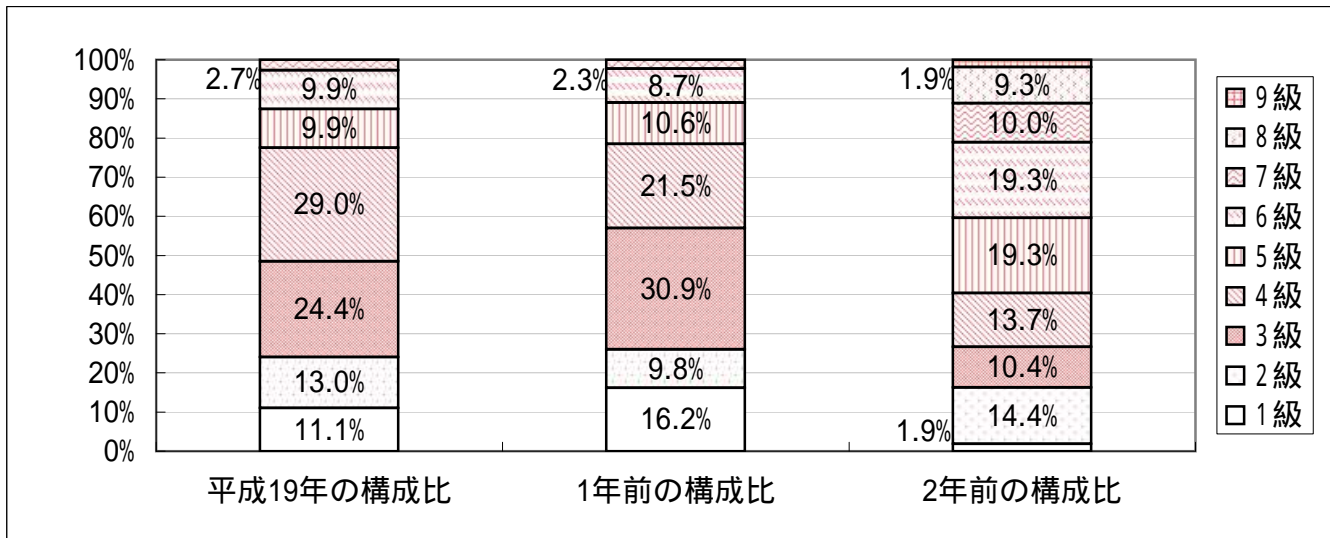
- （注） 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主査	副課長 係長 主査	課長 副課長 主幹	課長 参事	部長
職員数	29人	34人	64人	76人	26人	26人	7人
構成比	11.1%	13.0%	24.4%	29.0%	9.9%	9.9%	2.7%

- (注) 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

昇給期間短縮の状況

区分	職員数		全職種
	18年度	A	471人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数	B	2人
	比率	B / A	0.4%

(4) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

区分	小城市	国	佐賀県
1人当たり平均支給額（18年度）	1,525千円		1,805千円
18年度支給割合	期末手当	3.00月分（1.60月分）	同じ
	勤勉手当	1.45月分（0.75月分）	同じ
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）	役職加算 5～15%	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	役職加算 5～20% 管理職加算 10%

- (注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 佐賀県に係る「1人当たり平均支給額」は、参考値として17年度のを記載しています。

退職手当（平成19年4月1日現在）

区分	小城市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
支給割合	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同じ
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ
退職時特別昇給		なし		同じ
1人当たり平均支給額		6,013千円	25,971千円	

地域手当 制度なし

特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績 （18年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額 （18年度決算見込み）	職員全体に占める手当支給職員の割合 （18年度）	手当の種類
46,840千円	538,391円	18.5%	16

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事した税務課職員	市税の賦課徴収及び保険税の徴収の事務に従事したとき	月額2,000円 月額5,000円（収納係）
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき	日額300円
社会福祉業務手当	従事した社会福祉主事、査察指導員	福祉事務所保護係で福祉に関する業務に従事したとき	月額5,000円
野犬等の捕獲・処理手当	従事した職員	犬、猫等の捕獲及び死体の処理に従事したとき	日額1,000円
行路病人・死亡人取扱手当	従事した職員	行路病人又は行路死亡人の取扱に従事したとき	日額1,000円（病人） 日額3,000円（死亡人）
保健指導業務手当	従事した保健師	結核患者又は精神障害者の家庭を訪問し指導の業務に従事したとき	日額230円
用地交渉業務手当	従事した職員	公共事業に伴う土地、建物等の取得の交渉業務に従事したとき	日額200円
研究手当	医師	医療業務に関する研究を行ったとき	月額300,000円
臨床手当	医師	医療業務に従事したとき	給料月額×70/100以内
手術手当	従事した医師	手術業務に従事したとき	1回15,000円以内
分娩手当	従事した医師	分娩介助業務に従事したとき	1回15,000円
放射線取扱手当	診療放射線技師	診療放射線の業務に従事するとき	月額10,000円
臨床検査手当	臨床検査技師	臨床検査業務に従事するとき	月額10,000円
麻薬取扱手当	薬剤師	調剤等の業務に従事するとき	月額10,000円
訪問リハビリ手当	理学療法士	訪問リハビリに従事するとき	月額5,000円
夜間看護手当	従事した看護師、助産師	深夜の看護業務に従事したとき	1回2,000円

時間外勤務手当

区分	18年度決算（見込み）	17年度決算
支給実績	86,413千円	114,774千円
職員1人当たり平均支給年額	183千円	240千円

その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	18年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,000円 非扶養配偶者がある場合 そのうち1人 6,500円 配偶者がいない場合 そのうち1人 11,000円 子（16歳年度～22歳年度）加算 5,000円	同じ		44,802千円	229,755円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員） 自宅居住職員 2,500円 （新築・購入から5年間に限る）	同じ		23,120千円	212,114円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～24,500円/月）	同じ		15,074千円	45,817円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級職員 給料月額×15/100 （市民病院の院長は18/100） 課長級職員 給料月額×10/100		(国)俸給の特別調整額 支給額33,200円～130,300円	25,917千円	589,032円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給（6時間を超える勤務は5割増） 部長級職員 7,000円 課長級職員 6,000円	同じ		204千円	8,870円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		2,452千円	18,858円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		4,167千円	143,705円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 庁舎・設備の保全等 4,200円 看護師の宿日直 5,900円 医師の宿日直 20,000円	同じ		10,437千円	42,951円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区分	給料月額等		区分	(18年度支給割合)
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	834,000円 (925,000円)	980,000円 / 546,700円	3.35月分
	副市長	666,000円 (740,000円)	800,000円 / 495,800円	
報酬	議長	459,000円 (474,000円)	598,000円 / 273,000円	3.35月分
	副議長	400,000円 (413,000円)	522,000円 / 227,000円	
	議員	374,000円 (386,000円)	465,000円 / 206,000円	
			期末手当	

区分	算定方式	支給割合	1期の手当額	支給時期	
退職手当	市長	給料月額×在職年数×支給割合	500/100	18,500千円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×支給割合	294/100	8,702千円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 3 「(参考)類似団体における最高/最低額」は、参考値として平成18年のものを記載しています。

(6) 公営企業職員等の状況（水道事業）

職員給与費の状況（決算見込み）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占める 職員給与費比率
18年度	276,520千円	20,123千円	44,364千円	16.0%	16.7%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 団体 平均一人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	6人	24,682千円	2,933千円	10,070千円	37,685千円	6,281千円	6,971千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。
 3 「(参考) 団体平均一人当たり給与費」に係るものは、参考値として17年度のもを記載しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	45.9歳	362,350円	550,820円
団体平均	44.8歳	376,947円	577,214円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 2 団体平均に係るものは、参考値として平成18年のものを記載しています。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	小城市	小城市（一般行政職）	団体平均
1人当たり平均支給額（18年度）	1,678千円	1,570千円	1,788千円
18年度支給割合	期末手当	3.00月分（1.60月分）	同じ
	勤勉手当	1.45月分（0.75月分）	同じ
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）	役職加算 5～10%	役職加算 5～15%	

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 団体平均に係るものは、参考値として17年度のもを記載しています。

イ 退職手当（平成19年4月1日現在）

区分	小城市		小城市（一般行政職）		団体平均
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給割合	勤続20年	23.50月分	30.55月分	同じ	同じ
	勤続25年	33.50月分	41.34月分		
	勤続35年	47.50月分	59.28月分		
	最高限度額	59.28月分	59.28月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ		
退職時特別昇給	なし		同じ		
1人当たり平均支給額			24,439千円		16,069千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額です。なお、団体平均に係るものは、参考値として17年度のもを記載しています。
 2 水道事業に係る18年度の退職者はいません。

ウ 地域手当 制度なし

工 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績 （18年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額 （18年度決算見込み）	職員全体に占める手当支給職員の割合 （18年度）	手当の種類
0千円	0円	0%	1

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道検診手当	従事した水道課職員	水道使用量メーターの検針業務のうち1日50件以上の業務に従事したとき	1件5円

オ 時間外勤務手当

区分	18年度決算（見込み）	17年度決算
支給実績	918千円	1,328千円
職員1人当たり平均支給年額	153千円	221千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	18年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,000円 非扶養配偶者がある場合 そのうち1人 6,500円 配偶者がいない場合 そのうち1人 11,000円 子（16歳年度～22歳年度）加算 5,000円	同じ		1,122千円	280,500円
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員） 自宅居住職員 2,500円 （新築・購入から5年間に限る）	同じ		300千円	300,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～24,500円/月）	同じ		122千円	40,800円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 給料月額×10/100	同じ		498千円	498,240円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給（6時間を超える勤務は5割増） 課長級職員 6,000円	同じ		6千円	6,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 浄水場の管理・保全等 5,400円又は6,400円	異なる	額の相異	76千円	12,633円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要（平成19年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
40時間	8時間	8時30分	17時15分	45分	日曜日及び土曜日

（注） 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

(2) その他の勤務条件の状況

休暇の概要（平成19年4月1日現在）

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定によって与えられる休暇 最高 20日/年 付与（繰越有り 最高 40日/年）	有給
病気休暇	医師の証明等に基づいて、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 私傷病の場合 90日以内 結核性疾患の場合 1年6月以内 高血圧症等の場合 180日以内	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇 特に承認を与える期間	有給
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごと 必要と認められる期間（6月以内）	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇 20日/年 以内	無給

一般職員の年次有給休暇の取得状況（暦年：平成18年1月1日～平成18年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A	B	C	B / C	B / A
10,383日	2,516.0日	270人	9.3日	24.2%

（注） 全対象職員数とは、平成18年1月1日から平成18年12月31日の全期間を在籍した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で交代制勤務の職員を除く。）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

育児休業等の利用状況（18年度）

区分	育児休業取得者数		部分休業取得者数		新たに取得可能となった対象職員数	新規取得者の平均承認期間	
		うち新規		うち新規		育児休業	部分休業
男性職員					10人		
女性職員	13人	8人			8人	1年5月	
計	13人	8人	0人	0人	18人	1年5月	

（注） 育児（部分）休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続いている職員数を含みます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（18年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合					0人
心身の故障の場合			1人		1人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人
合計	0人	0人	1人	0人	1人

(2) 懲戒処分の状況（18年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人				1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人				1人
合計	2人	0人	0人	0人	2人

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司のサービス上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

- （条例に定める事由）
- ・研修を受ける場合
 - ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - ・任命権者が定める場合

(3) 営利企業等従事許可の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成の概要

小城市では、市職員の育成に関する基本的な方針を示した人材育成基本方針を定め、次に掲げる基本理念のもと、全庁的に人材育成に取り組むこととしています。

(人材育成の基本理念)

小城市の人材育成にあたっては、市職員が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、「小城市の新しいまちづくりへの意欲と能力を持ち、市民から信頼される職員」になることを目標に取り組みます。

このことは、職員一人ひとりが組織の「人材」としてチカラを発揮するとともに、市民にとっての「人財」と認められる職員に進化することを目指すものです。

(2) 研修の状況（18年度）

区分		主な研修	受講者数	備考
職場研修		接遇・ビジネスマナー研修	75人	
共同研修	階層別研修	市町管理者研修、市上級監督者研修、市町監督者研修、監督者研修（OJT）	18人	佐賀県市長会
		市町職員第1部研修、市町職員第2部研修	15人	佐賀県町村会
	特別研修	政策課題研修、国際文化アカデミー巡回研修	6人	佐賀県市長会
		市町財務事務研修	3人	佐賀県町村会
		市町職員海外研修	1人	(財)佐賀県市町村振興協会
派遣研修	研修所研修	財政運営、法令実務、市町村税徴収事務	3人	市町村職員中央研修所
		学校教育の新たな展開、変革期の自治体財務	2人	全国市町村国際文化研修所
	実務研修	市町等職員実務研修	3人	佐賀県
	専門研修	法令実務基礎講座、自治体バランスシート・行政コスト計算書の基本と活用の仕方、住民参画型行政の推進講座、地方自治監査業務の効率的な処理実務講座	4人	

(3) 勤務成績の評定の状況

平成18年度から制度構築に着手しており、平成19年度は管理職級に係る評価を試行の予定です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の概要

健康診断の実施状況

疾病の早期発見と健康の保持増進のため、職員の健康診断を年1回定期的に実施しています。

区分	対象者数	受診者数	受診率
18年度	473人	445人	94.1%

(注) 対象者数には、職員のほか市長、助役及び教育長を含みます。

メンタルヘルスへの対応（概要）

職員の不安や悩みを解消し、健康な体及び精神の保持を図り、職員が職務に専念できるよう実施しています。平成17年から「なんでもカウンセリング」と称し、受付を担当する職員（保健師）が予約窓口となっており、臨床心理士が個別に相談に応じています。対象者は、概ね1月以上の長期休職者に係る職場復帰カウンセリング、希望者、指名による者、及び年齢階層該当者です。

また、18年度は全職員を対象にメンタルヘルス研修会を実施しました。

セクシュアルハラスメントへの対応（概要）

職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱を制定し、セクハラ相談員及び苦情処理委員会を設置しています。

また、女性職員、セクハラ相談員及び管理職の職員ごとに、講師を招いて研修会を実施しています。

(2) 厚生福利制度の概要

共済制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

本市は佐賀県市町村職員共済組合（公立学校共済組合佐賀県支部に加入する一部の教育委員会職員を除く。）に加入しています。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、及び災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職後の生活を保障する退職共済年金、遺族共済年金など主として老後を助ける給付を行う「長期給付事業」、職員とその家族の病気予防などの保健事業、貯金の積立て、住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利増進を図るため職員互助会を設置しています。

互助会は、職員による互助組織であり、職員の掛金により運営され、職員の冠婚葬祭などに際しての給付事業をはじめ、職員親睦に資する事業や体育活動への助成などの福利事業等を行っています。

(3) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって具体的に定められています。

本市は、地方公務員災害補償基金佐賀県支部に加入しています。

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

平成18年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、4件（うち通勤災害0件）です。

(4) 職員の利益の保護の状況

職員は、地方公務員法の定めるところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市が公平委員会の事務を委託している佐賀県人事委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。同様に、職員は懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、不服申立てをすることができます。

平成18年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立て、ともに該当はありません。